

狭まる「石破包囲網」で首相が持論を封印?!

旧姓の通称使用拡大で保守も法案一本化へ

国民が分かり始めた
夫婦別姓の問題点と欠陥

自民幹事長
「党議拘束は外せぬ」

立憲民主党などが選択的夫婦別姓法案（議員立法）を近く国会に提出する構えを見せています。これに対し、旧姓の通称使用に法的根拠を持たせる法案（議員立法）の一本化に向けた動きも急です。

左派メディアは、相も変わらず別姓推進を煽る報道が続いています。が、どちらが国民の最大多数の意思を反映したものであるかは各種の世論調査をみれば明らかです。選択的夫婦別姓に隠された「不都合な真実」を多くの国民が知り、流れは少しずつ変わりつつあります。

先月末には、「旧姓の通称使用を求める地方議員の会」が自民党の森山幹事長と小野寺政調会長に要望書を手渡しました。

を外すと党内の別姓推進派が立憲などの法案に賛成してしまう懸念を示したとみられます。

公明支持者でも
「通称使用の法整備」43%

夫婦別姓制度の問題点は多々ありますが、別姓派が隠してきた問題点をいくつか挙げてみます。産経新聞とFNNが昨年7月に行なった「2択」調査では、「賛成」が66.6%、「反対」が25.5%でした。ところが9月に「夫婦同姓を維持した上で、旧姓の通称使用を広げる法整備」を加えた3択で調査したところ、これがトップの46.5%となりました。2択で隠れていた国民の声が顕在化したと言えます。

同じ産経・FNNの今年1月の支持政党別調査では、公明支持者は「別姓賛成」が46.0%で、「同姓維持の旧姓の通称使用拡大」が43.3%もありました。これも影響したのか、公明の斉藤代表は30日の産経のインタビューで「通称使用に民意があるのであれば、それも含めた制度もあり得る」と述べました。

「子の姓」は 夫婦別姓の泣き所

次は「子供の姓をいつ決めるか」です。平成8年に法制審議会が法務省に答申した法案要綱は「婚姻時に決める」としており、子供の姓を決めないで結婚届が受理されません。憲法24条には「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立」とありますから、法学者などが憲法違反だと主張しています。

立憲などの法案は出生時に決めるとし、決まらなければ家裁の審判に委ねるとしています。しかし、裁判官が夫婦どちらの姓にするかを決める基準がなく、長期間にわたり氏名を持たない赤ちゃんが出てくる恐れがあります。「出生の時から氏名を有する権利」などを規定した「児童の権利に関する条約（第7条）」に違反することになります。この問題は別姓の最大の弱点とも言えます。

「既婚者の姓の選び直し」も問題をはらんでいます。立憲案では2年の経過措置として、既婚者もお互いに同意すれば別姓にできます。年齢に係なく全ての既婚者が対象

「石破は何をするか
分らない」の声

注目の石破発言ですが、そのまま信じるわけにはいきません。というのも、自民党の方向性をまとめるワーキングチーム（WT）の幹事長には、逢沢一郎座長の頭越しに元石破派の別姓推進派を押し込むなど矛盾した動きを見せているからです。元日のラジオ番組では、立憲の野田代表について「長い友人で、裏切られたことが一度も無い」と語り、「大連立は選択肢としてある」とまで踏み込みました。か分らない」という声も聞かれます。

「正論」3月号

選択的夫婦別姓制度について、元東京新聞編集委員の椎谷哲夫氏が「こんなにある致命的欠陥」などのタイトルで鋭く抉っています。

